

新型コロナウイルス対策営業持続化等支援金

新型コロナウイルス感染症による売上減少等の影響が大きい
山口県内の**食事提供施設の営業維持**への支援金を交付します。

支援金の対象者

次の要件の全てを満たすもの

- 山口県内の食事提供施設を営業する事業者※であること
※食品衛生許可証の営業の種類が「飲食店営業」（細目がバー、キャバレー、
仮設、その他、自動販売機を除く）又は「喫茶店営業」（細目が自動販売
機を除く）の許可施設を有する者（令和2年5月1日時点で有効な許可）
- 山口県内に住所（法人にあっては、本店の所在地）を有
する者であること
- 県から休業要請した施設を営業する事業者ではないこと

支援金額

支援金額：**1事業者当たり10万円（定額）**

※複数店舗を運営している場合も1事業者として取扱います

申請方法

- ・ 受付時期 令和2年5月11日（月）～6月30日（火） ※消印有効
 - ・ 受付方法 原則として郵送（簡易書留など郵便物の追跡ができる方法）
※感染防止のため、申請先への持参はお控えください
 - ・ 申請先 個人は住所地、法人は本店所在地の商工会議所、
〒745-0037 山口県周南市栄町2-15 徳山商工会議所 宛
 - ・ 必要書類 申請書兼請求書（[Word](#)・[PDF](#)・[記入例](#)）、食品衛生許可証の写し
振込先口座の金融機関、口座番号、口座名義が分かる通帳の写し
- ※詳細は、[「新型コロナウイルス対策営業維持化等支援事業支援金
交付要綱」](#)をご覧ください。

※本支援金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、
本支援金の支給決定が取り消されます。
この場合、申請者は支援金を返還することになります。

新型コロナウイルス対策営業持続化等補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月に比べ売上の減少した山口県内の事業者が、業務の効率化や新事業展開などを通じて、**営業の維持発展を図る取組**を支援するための補助金を交付します。

小規模事業者分

【事業対象期間】 交付決定日～8月31日(月)

- 対象者 小規模事業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者）
 - ※山口県内に主たる事業所を有する者
 - ※最近1ヶ月の売上高が前年同月比で減少し、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高が前年同期比で減少することが見込まれるもの
- 補助金額 **1事業者当たり上限30万円(補助率10/10)**
- 受付時期 令和2年5月11日(月)～5月29日(金) ※消印有効
- 受付方法 原則として郵送(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法)
※感染防止のため、申請先への持参はお控えください
- 申請先 〒745-0037 山口県周南市栄町2-15
徳山商工会議所 宛
- 必要書類
 - ・ 申請書
 - ・ 売上元帳などの売上高の減少を確認できる書類の写し

※中小企業分については、山口県のホームページをご覧ください。